

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社は、コーポレート・ガバナンスの基本的な目的を、企業価値の安定的な増大をはかる一方で、少数株主の保護に努めるとともに株主共同の利益に資すべく健全性と透明性を高いレベルで維持し、上場企業としての社会的責任を果たしていくことであると考えております。

具体的には、当社は、業績の成長と財務の健全性を追求するとともに、企業内容について適時開示をはじめとする説明責任を果たしてまいります。また、経営方針や営業方針を迅速に事業活動に反映させるとともに、独断や専横・越権による誤った判断や不正行為を排除するために、実効性の高い監視体制を整備し、取締役と監査役のそれぞれが独立性を保って職務を遂行してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

当社はコーポレートガバナンス・コードの基本原則をすべて実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	20%以上30%未満
-----------	------------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社松家ホールディングス	18,300,000	51.37
GCAS BANA LONDON US CLIENT (常任代理人 メリルリンチ日本証券株式会社 代表取締役社長 瀬口 二郎)	5,000,000	14.03
中村 文隆	2,500,000	7.01
J.P. MORGAN BANK LUXEMBOURG S.A. 380578 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部 部長 佐古 智明)	1,376,100	3.86
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	992,000	2.78
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	541,500	1.52
CBLDN KIA FUND 136 (常任代理人 シティバンク銀行株式会社 証券業務部長 石川 潤)	493,445	1.38
日本アクア従業員持株会	360,700	1.01
BARCLAYS BANK PLC A/C CLIENT SEGREGATED A/C PB CAYMAN CLIENTS (常任代理人 パークレイズ証券株式会社 代表取締役 中尾 英治)	313,200	0.87
J.P.Morgan Securities plc Director Andrew J.Cox (常任代理人 JPモルガン証券株式会社 李家 輝)	216,700	0.60

支配株主(親会社を除く)の有無

——

親会社の有無

株式会社松家ホールディングス (上場:名古屋) (コード) 1413

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 マザーズ
決算期	12 月
業種	建設業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社の親会社に対する直接の営業取引はありませんが、親会社の企業グループに属する事業子会社に対して、当社は断熱材の施工販売を行っております。取引を行うに際しては、取引金額を一般の取引条件と同じになるよう留意して決定しております。なお、取引では当社が収益を獲得し、事業子会社が金銭を支払うという関係にあります。そのことについて見返りを求められることは一切ありません。

当社の取締役は、関係当事者に対して有利な取引を行わないよう、つねに留意して業務を執行してまいります。また、当社の監査役会は、少数株主にとって不利に働く営業取引や経営上の決定が行われないよう、つねに注意して監査活動を行ってまいります。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

親会社からの独立性の確保について

当社は、株式会社松家ホールディングスを親会社として有しております。

当社の事業展開にあたっては、親会社の指示や承認に基づいてこれを行うのではなく、取締役会を中心とした独自の意思決定に基づき具体的な業務執行を行っております。親会社グループとの取引についても、管理部門における取引開始時のチェックだけでなく、定期的に監査役監査や内部監査において取引の内容についてチェックを行うようにしており、重要な取引については取締役会で承認を受ける等健全性及び適正性確保の仕組みを構築しております。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	9 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
土谷 忠彦	他の会社の出身者								△			

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）

h 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
土谷 忠彦	○	—	長年にわたり上場会社で代表取締役社長を務めており、経営者としての豊富な経験と幅広い見識をもとに、当社の経営を監督していただくとともに、当社の経営全般に助言をすることによりコーポレート・ガバナンス強化に寄与することを期待して社外取締役として選任しております。また、一般株主と利益相反の恐れがないことから独立役員としての資格を充たすと共に適任と判断し、指定いたします。

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、全員が取締役会に出席しております。その他、部長会、管理者会議等の重要な会議への出席に加え、取締役からの重要な書類の閲覧、会計監査人及び内部監査部門との連携により、監査役監査の実効性を確保しております。

監査役、内部監査部門は、監査役監査及び内部監査の有効性、効率性を高めるために相互連携を図っており、定期的に会計監査人との意見交換を行い、会計監査の実施状況を確認すると共に、会計監査人の意見を聴取しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名

社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3名
------------------------	----

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
新井章弘	他の会社の出身者													
中西勇助	他の会社の出身者													
高橋義昭	他の会社の出身者													

- ※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
 - c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d 上場会社の親会社の監査役
 - e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - i 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
 - j 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
 - k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
 - l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
 - m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
新井章弘	○	－	証券市場に精通しており、経営コンサルタントとしての高度な専門知識と豊富な経験を活かし、経営全般に対する監督と有効な助言が得られることを期待して社外監査役として選任しております。また、一般株主と利益相反の恐れがないことから独立役員としての資格を充たすと共に適任と判断し、指定いたします。
中西勇助	○	－	証券市場に精通しており、上場企業としての高度な専門知識と豊富な経験を活かし、経営全般に対する監督と有効な助言が得られることを期待して社外監査役として選任しております。また、一般株主と利益相反の恐れがないことから独立役員としての資格を充たすと共に適任と判断し、指定いたします。
高橋義昭	○	－	長年上場会社の取締役及び監査役をを歴任されたことによる優れた見識と幅広い経験を活かし、経営全般に対する監督と有効な助言が得られることを期待して社外監査役として選任しております。また、一般株主と利益相反の恐れがないことから独立役員としての資格を充たすと共に適任と判断し、指定いたします。

【独立役員関係】

独立役員の人数	4名
---------	----

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を満たす社外役員4名全員を独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

行使価格ベースで総額7,280万円相当額を付与しており、付与基準は付与者の在職期間、貢献度、その他評価により個人付与額を決定しております。

また、新株予約権を行使することができる期間は平成27年3月1日から平成35年1月31日までとし、新株予約権を行使するに際し、次のことを条件としております

- 株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社の取締役、監査役、従業員、その他これに準ずる地位を有していなければならない。ただし、取締役、監査役の任期満了による退任、定年退職ほか取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
- 当社の普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場していること。
- 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めない。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、従業員
-----------------	-----------

該当項目に関する補足説明

当社常勤取締役、従業員の業績向上へのインセンティブを高めることを目的としてストックオプション制度を導入しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
該当項目に関する補足説明	
報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、報酬の個別開示は実施しておりません。取締役及び監査役の報酬は、それぞれ総額で開示しております。	
報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容	

取締役の報酬については、予め株主総会で決議された報酬等の総額の範囲内で、取締役については取締役会の決議により、監査役については監査役会の協議により決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】更新

社外取締役及び社外監査役に対する取締役会の招集通知その他事務連絡等の必要なサポートについては、経営企画部が担当しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)更新

当社はコーポレートガバナンス体制として、取締役会、監査役及び会計監査人を設置しています。当社の取締役は、定款で員数を10名以内と定めており、本書提出日における員数は9名であります。また、当社の監査役は、定款で定員を4名以内と定めており、本書提出日における員数は4名であり、うち3名が社外監査役です。

(1) 取締役会について

取締役会は、定時取締役会が毎月1回開催されるほか、必要に応じて臨時取締役会が開催され、事業計画、組織等経営上の重要な事項を全て審議、意思決定しております。

(2) その他会議体について

部長会議は、常勤取締役及び各部の責任者で構成されており、毎週1回開催し、事業の進捗状況の報告・確認をするとともに、以後の事業施策について報告・協議・確認を行っております。

コンプライアンス委員会は、代表取締役社長を委員長として各部門から委員を選抜し、2ヶ月に1回開催し、法令、社内規程等の遵守状況を審議しております。

安全委員会は、代表取締役社長を委員長として主に全国の工務部門から委員を選抜し、2ヶ月に1回開催し、職場の安全衛生や品質管理に関するリスク管理体制を審議しております。

(3) 監査役について

監査役は、取締役会、部長会議その他重要な会議に出席すること等により、取締役の職務執行を始め、内部統制システムの整備状況、会社全般の職務執行状況について監査を実施しています。

(4) 会計監査人について

会計監査人は有限責任監査法人トーマツを会計監査人として選任しており、会計及び会計に係る内部統制の適正及び適法性について第三者としての視点より助言・指導を受けています。

(5) 内部監査について

内部監査につきましては、内部監査部門として内部監査室を配置しており、当社の営業所、及び各部署の監査を実施し、業務の適正な執行に関わる健全性の維持に努めております。

(6) 監査役・会計監査人・内部監査部門の連携について

監査役、会計監査人と、内部監査室とは、必要に応じ打ち合わせを実施し、内部統制に関する報告、意見交換を実施しています。また、内部監査室、監査役、会計監査人とは必要に応じ意見交換を行い連携を取り監査を行っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、業務執行に対する取締役会による監督と、監査役による監査の二重のチェック機能をもつ取締役会・監査役会設置会社の体制を選択しております。また、社外取締役1名と社外監査役3名を選任し、独立・公正な立場から当社の業務執行を監督・監査する体制をとることで、透明性の高いガバナンス体制を維持できると考えております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	早期発送に努めてまいります。
集中日を回避した株主総会の設定	事業年度末が12月であるため、集中日と異なる日に定時総会を開催しております。
電磁的方法による議決権の行使	今後検討すべき課題と認識しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加 その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	今後検討すべき課題と認識しております。
招集通知(要約)の英文での提供	今後検討すべき課題と認識しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身 による説明 の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ホームページにIRサイトを設置し、情報開示に努めてまいります。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	積極的に個人投資家向け会社説明会を開催する予定であります。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年2回、第2四半期及び通期の決算発表後に開催しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	今後検討すべき課題と認識しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算情報、適時開示資料、有価証券報告書、四半期報告書、会社説明会資料等を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画部が担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	—
環境保全活動、CSR活動等の実施	—
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、ステークホルダーに対して、適時適正な情報提供が重要であると考えております。決算説明会・会社説明会の実施や、ホームページへの資料の掲示を通じて積極的な情報提供を行っております。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

株式会社日本アークの内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況は以下の通りです。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役会は、企業理念、定款、株主総会決議、取締役会規則および事業計画に従い、経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役の職務の執行を監督いたしております。

取締役および代表取締役は、取締役会で決定した役割に基づき職務権限規程その他社内規則に従い当社の業務を遂行するとともに、毎月一回以上開催される取締役会において業務執行の状況を報告しております。

監査役は、法令の定める権限に基づき監査を実施するとともに内部監査担当部署および監査法人と連携して、監査役会規則および監査計画書に従い、取締役の職務執行の適法性について監査を実施しております。また、経理規程その他の社内規則に従い会計基準その他の関連する諸法令を順守し、財務報告の適正性を確保するための体制を整えております。

使用人の職務の執行については、代表取締役が各部門会議等の会議に積極的に参加し、コンプライアンスや当社を取り巻くリスクとその管理について把握し、その対応のために必要と考えられる体制を整備いたしております。監査役による監査に加え、代表取締役社長の指示による内部監査を充実させ、定期的に事業活動の適法性、適正性の検証をするための体制を強化しております

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報及び使用人の業務全般に係る情報については、文書取扱規程の保存区分に応じて適切かつ検索ができる状態にて保存・管理します。これらの保存・管理された文書は、取締役及び監査役から要請があれば容易に閲覧可能な状況であることを維持します。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

各部門の取締役及び使用人は、定期的にそれぞれの部門に内在するリスクの洗い出しを行い、リスクを把握、分析、評価したうえで定期的にリスク管理の状況を取締役会に報告します。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

社内規程に基づく職務分掌、職務権限及び意思決定ルールにより、適正かつ効率的に職務の執行が行われる体制を整備しております。

(5) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役がその職務を一時的に補助するための使用人を置くことを求めた場合には、監査役補助者を設置することができる体制を確保しております。監査役より監査業務に必要な命令を受けた使用人は、その命令に関して、取締役の指揮命令を受けないものとします。なお、監査役の職務を一定期間補助するための使用人を任命した場合は、当該使用人の異動・業績評価等人事権に係る事項の決定に関しては、取締役会からの独立性を確保するため、監査役の事前の同意を必要とします。

(6) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制および監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役および使用人は、当社の実務または業務に影響を与える重要な事項について監査役に都度報告するものとします。前記に拘わらず、監査役はいつでも必要に応じて、取締役および使用人に対して報告を求めることができます。また、監査役は必要に応じて、代表取締役、内部監査室、監査法人と意見交換を行います。

(7) 財務報告の信頼性と適正性を確保するための体制

財務報告の信頼性・適正性を確保するために財務報告にかかる内部統制が有効に行われる体制の構築・維持・向上を図ります。監査役および内部監査室は、財務報告とその内部統制の整備・運用状況を監視・検証し、必要に応じてその改善策を取締役会に報告します。

(8) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方およびその体制

反社会的勢力との関係の遮断を企業防衛の観点より必要不可欠であると考え、市民生活の秩序に脅威を与える団体や個人による不当な要求等に応じたりすることのないように取り組みの強化を図ります。社内規則では、反社会的勢力対策規程を制定し従業員個人および会社としての反社会的勢力との関係遮断について明文化し社員教育を行うとともに、必要に応じて外部の専門家に意見を求めることができる体制を整えます。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

(基本的な考え方)

当社は、反社会的勢力に対して毅然とした態度で対応し、いかなる名目の利益供与も行わず、反社会的勢力の係わりを一切持たないようにいたします。

(整備状況)

当社は、「反社会勢力対策規程」を定めており、その規程に従い、人事総務部を統括部署として以下のような取組みを行っております。

新規取引先：日経テレコン21及びインターネットによりチェックし、契約書に反社会的勢力との関係を持った場合の解除条項を記載しております。既存取引先：年1回、毎年6月～7月に、日経テレコン21及びインターネットによるチェックを行うこととしております。

役員・従業員：就任・採用時に日経テレコン21及びインターネットによりチェックし、反社会勢力と関係がない旨の意思表示を得るとともに反社会勢力との関係がない旨の誓約書を受領しております。また、部長以上の幹部役職員については毎月、コンプライアンスチェックリストによりコンプライアンスを確認しており、また、その他の従業員については毎年、定期的にコンプライアンスチェックリストによりコンプライアンスを確認しております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

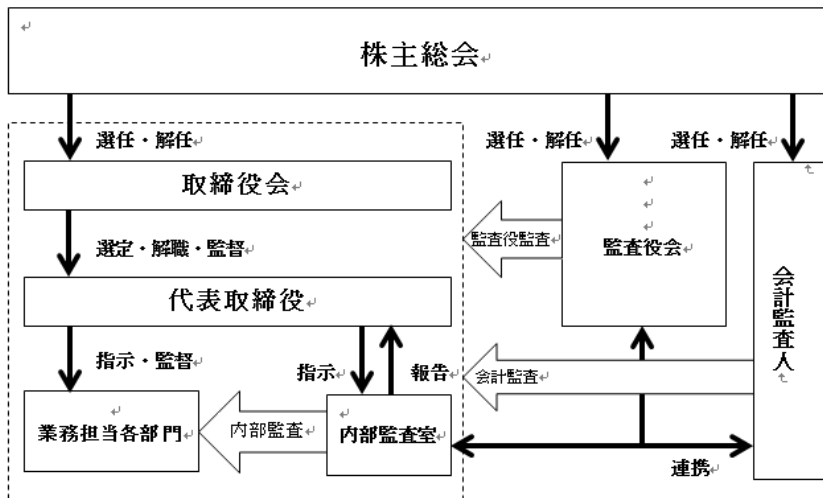
(適時開示体制の整備に向けた取り組み)

当社は、適時情報開示への積極的な取り組みをコーポレート・ガバナンスの一環として位置づけております。株主等が当社の状況を正確に知ることができる体制を確保することは、コーポレート・ガバナンスの確立のために不可欠の要件であると考えております。

当社は、業務の特性から、法的リスクや政府の環境・住宅政策等が大きく影響することが予想されるため、その関連情報の収集、分析には組織的に対応すべく顧問弁護士、会計顧問及び銀行系経済研究所との連携、社内ネットワーク(グループウェア)の活用などの対応を図っております。収集された情報は、逐次、適時開示責任者に集められ、所要の検討・手続きを得たうえで公表すべき情報は、適時に公表することとしております。また、社員に対する周知・啓蒙については、日常業務の一環として取り組んでおります。経営者の適時情報開示への取組み方針や、開示情報の項目等については、インサイダー取引防止策とともに、日常の社長訓示、階層別研修会、会議等で随時教育するとともに、社内ネットワーク(グループウェア)への掲示により周知を図っております。

↓

【模式図】(参考資料)



【適時開示体制の概要（模式図）】

